

2003年12月9日

法務大臣 野沢太三 殿

市民の裁判員制度つくり会

事務局長 新倉 修

要 請 書

私たちは、昨年6月の発足以来、さまざまな活動を通じて、「裁判員制度」が国民の実質的な司法参加制度となるよう努力してまいりました。

今年2月には、500人の参加者全員が裁判官役・裁判員役に分かれて模擬評議を行うイベントを開催し、法社会学的観点からのアンケート分析も行って、裁判官1人：裁判員11人という構成が最も望ましいという結論も得ました。

私たちは、今年9月、大臣が、「裁判員制度」について、「国民の意向を代表するのなら、裁判員の数は一定以上ないと、専門家である裁判官との議論で意見が出せない。聞き置く程度では意味がない。」というお考えをお持ちであるとの報道に接し、大変意を強くしました。

ところで、この問題を議論している「裁判員制度・刑事検討会」では、事務局案を示す代わりに座長が「現段階において考えられる裁判員制度の概要の一例」を示して議論に供するという変則的な事態が生じており、他方、検討会の審議のアンパイアとも言うべき顧問会議では、検討会の座長が示した裁判員の人数（4人とし、5～6人も検討対象とする）に対して、厳しい批判がなされています。

私たちは、「裁判員制度」の法案作成段階を迎えた現在、大臣からも以下の諸点について積極的なご発言を頂きたく、要請いたします。

1. 「裁判員制度」の法案作成に当たり、国民が主体的・実質的に裁判に参加できる制度とする必要があること。
2. そのためには、
 - (1) 裁判員の人数を十分に多くしなければならないこと。
 - (2) 裁判員に分かりやすい言葉で裁判を行わなければならないこと。
 - (3) 有罪とするための要件を全員一致に近づける必要があること。
 - (4) 休業補償や育児・介護サービスなどを充実させる必要があること。
 - (5) 国民や報道機関を厳しい罰則で縛るような制度は望ましくないこと。

国民の声を広くすくい上げて、世界に誇れるような制度を作っていくため、大臣にもぜひご尽力をお願いいたします。

以上